

令和4年度事業計画書

令和3年は、令和2年度に続いて新型コロナウイルス感染症（以下、新型コロナ）に翻弄された年であった。令和元年12月以降新型コロナが中国から世界的に広がり、我が国も防疫対応を実施する中、当協会は国や地方公共団体等からの緊急要請により、武漢からの帰国者一時滞在施設等の消毒作業に取り組んだことを皮切りに、前例のない規模での消毒対応が各地で継続された。オミクロン株の感染拡大もあって令和2年度に続き令和3年度も緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発出され、当協会としても各地での消毒対応を推進する一方、様々な事業計画は大幅な変更や中止を余儀なくされる等、内外の新型コロナ対応に追われた。

新型コロナを含む感染症対応、ヒアリ、豚熱、鳥インフルエンザへの防除対応や自然災害時の防疫消毒対応等は、突発的で事前想定が困難なケースが多く、近年ペストコントロール協会に求められるボリュームが増加している。当協会では、それらに関する事業を内閣府に認可を受けたうえ公益事業として実施しており、令和3年度は上述の新型コロナ防疫対応のほか、東京、名古屋、大阪等で発見が相次いだヒアリの広域的な防除についても各地で大々的に実施し、当協会の目的である我が国の環境衛生・生活衛生の保持増進に積極的にコミットメントしている。

令和4年度の事業計画にあたっては、新型コロナ感染状況による社会情勢の見通しが困難である中、いわゆる「新しい生活様式」を念頭におきながら、三密を避けての実施やリモート開催等実施方法を工夫して各種事業を計画している。

特に、消毒業務関連コンテンツを追加した“ペストコントロール技能師”制度につき、制度オープン化の2年目ということもあり、消毒作業も含めたペストコントロール従事者の更なる確保と育成につき積極体に取り組むものとする。また、感染症対応に限らず、有害生物の防除には、平常時からの備えが重要であり、例年行っている各種講習や、ペストコントロール技術者等の資格制度、ペストコントロール優良事業所制度の運用等により、社会が求めるペストコントロール技術レベルの維持向上に努めてゆく。

また、ペストコントロールの国際団体であるFAOPMA（アジア・オセアニア・ペストマネジメント連盟）で毎年開催している国際大会を、日本がホスト国として11月に京都で開催されるにあたり、当協会が主催者として企画運営する。

更に、「ペストコントロール業」という職業分類的な確立についても、国側に引き続き働きかけを継続し、更に従前からの事業も継続しながら、公益性の高いペストコントロール事業の健全な発展により、わが国の環境衛生の保全と防疫活動を推進し、住みよい生活環境の保持増進に寄与貢献することを目的として、今年度は次の事業を実施する。

事業内容

1 組織活動の強化

(1) 会員組織の強化

連携会員である各地区協会と共に所属会員の増強、並びに協会組織の充実を図ると同時に、わが国唯一のペストコントロール業界中央団体として関係行政や関係機関との連携を密にする等、ペストコントロール業の社会的認知度の向上及び組織の強化を図るため積極的な活動を推進する。

(2) 次世代事業検討委員会の開催

ペストコントロール業界の発展のため、現状の問題の改善や、将来に向けての改革・提案等を行っていく。必要があれば事案ごとの連携やワーキンググループを構成し、主としてWEB会議を活用し対応していく。

①未来のペストコントロールをつくる会の実施

将来のペストコントロール業界を担う若手の育成等を目的とする。

全国の会員を対象とし、東京にて、午後半日の集合形式により実施。付随して参加者の意見交換、懇親等を目的とした交流会を行う。

若手を中心とした未来会（ワーキンググループ）の招集及び継続。定期開催に向けての内容等の検討を行う。

②組織改革

- ・意見収集と情報伝達
- ・協会事業継続の維持
- ・全国組織としての有り方と統一性
- ・周知活動
- ・人材不足対策の見直し
- ・各委員会との連携
- ・事務局の有り方

③コロナ対策の検証

- ・改善点と問題点
- ・今後のための準備

(3) 地域活動の支援推進

公益活動を柱とした協会事業の円滑な実施を図るため、全国8つの地区本部を支援・指導し、地域におけるペストコントロール業の健全且つ、活発な事業

展開を促進すると共に、各地域の行政機関との連携を密にするための直接・間接的なサポートを行うことをもって、地域住民の安心・安全を基本とした快適な生活環境の推進に寄与する。

また、人材不足が社会問題となっている現在、当協会ホームページにおいて各地域におけるペストコントロール事業者の採用情報等について一層の拡充に取り組む。

(4) 公益社団法人としての事業運営や組織等の整備

公益社団法人としての事業活動のPR及び一般消費者から更なる理解を得るための公益的事業運営を推進する。

①：一般市民向けペストコントロール周知活動

公益的意味合いが強く、我が国の公衆衛生向上に繋がるペストコントロールについて、会員数が少ない、PRに注力できない地区協会は、周知活動を行うことが難しいと推察されることから、当協会が当該地区協会と協力して周知活動事業イベントを開催する。

②：各地区本部への訪問・意見収集

当協会の業務執行理事等が各地区本部を直に訪問する事で、各地区協会が実施する種々の事業等、有益な意見を直接吸い上げると共に、当協会事業活動に関する意見交換を行い、地区協会との連携強化に努める。

③：関連団体等との連携

関係学会、試験研究機関及び関連団体等との交流を深めると共に、国際的にもFAOPMA、NPMA、PEST SUMMIT等、ペストコントロール関係団体との関係を密にし、グローバルな関連情報の収集を行い、機関誌等を通じてわが国のペストコントロール事業者に提供・紹介する。

(5) 都道府県協会長会議の開催

連携会員が一堂に会する都道府県協会長会議を開催し、当協会と各地区協会との意思の疎通を図ると共に、それぞれの協会の事業運営に役立てる。

2 感染症対策

(1) 感染症対策講習会の開催

新型コロナをはじめ、マダニ媒介性のSFTS、蚊媒介性のデング熱やジカウイルス感染症、MERSなど、新興・再興感染症や、動物由来感染症への関心の高まりをうけ、ペストコントロール＝有害生物防除の重要性はますます高まっている。

各地で組織されている感染症予防衛生隊や所属会員等に対し、新たな感染症への対応、災害時の防疫対応、安全の確保等をテーマとした講習会を開催

する。なお、関係行政機関にも開催案内を送付し、当協会活動を理解いただくと共に、官民連携して災害時等の有事に備えるための一助とする。

(2) 感染症パンフレットの更新作成

当協会の感染症パンフレット（感染症予防衛生隊）につき、新型コロナ消毒対応等も踏まえ、内容を全面的に見直したものを作成・頒布することで、正しい感染症対応の啓発や、ペストコントロール業界の認知度向上等に資する。

3 技術の指導活動

(1) ペストコントロール技術者養成

(一財)日本環境衛生センターとの共催による「ペストコントロール技術者養成講座（通信教育）」の第41期を実施する。

(2) ペストコントロール技術者認証更新時講習

認証更新を要する1級技術者を対象とする更新時講習をeラーニングで実施し、技術者の技術及び知識の向上を図る。

なお、必要な場合は集合開催の場として、東京会場も設定する。

(3) 防除技術研修会の開催

厚生労働省による「建築物環境衛生維持管理要領」および「建築物における維持管理マニュアル」に示されたIPM（総合的有害生物管理）を業界団体として推進するため、ペストコントロール事業者、行政、ビル管理者のほか一般消費者も対象に、IPMに基づく防除技術等をテーマとした研修会を開催する。

(4) 外来性アリ同定研修会の開催

近年、国内での輸入コンテナや港湾施設等からヒアリ等が相次いで発見されていることを受け、更なる対応を可能とするためヒアリ等を同定できる技術者の継続的な育成を推進する。

4 広報・情報活動

(1) 機関誌の発行

広く有害生物等に関する内外の最新情報や会員活動について、全国的に好評を博している機関誌「ペストコントロール」を3カ月毎に年4回、各回4,500部発行し、会員をはじめ、国や各自治体の行政担当部署、保健所、家畜保健所、研究機関、マスコミ、その他関係機関等へ配布することでペスト

コントロール協会および業界の周知に努める。

(2) JPCAニュースの掲載

当協会の活動概要を、「JPCA ニュース」としてホームページに掲載することでペストコントロール協会員だけでなく、不特定多数に向けて広く活動内容を周知する。

(3) 外来生物・害獣対応情報収集

ヒアリ、セアカゴケグモ、アルゼンチンアリ、アライグマ、ツマアカスズメバチ等、外来生物や害獣に由来する問題が顕在化してきている。対応方法や関係法令等、従前のペストコントロールと異なる部分が多く、関係情報の収集に努める。

(4) 害虫相談所活動

我が国の環境衛生の保全を推進する公益的活動の一環として、6月4日～7月4日までを「ねずみ衛生害虫駆除推進月間」（通称：ムシナシ月間）として、関係省庁の後援を得、6月4日を「ムシの日」として全国規模での害虫相談所等を開設し、住民との身近な接点として有害生物に関する悩みを解決するための相談等に応じる。

また、各種イベントの開催・参加及びチラシ、ポスター等の配布、キャラクターの活用等により広報活動を推進し、組織をあげてペストコントロール協会の活動や重要性について理解を深めていただくよう努める。

(5) ホームページの拡充

当協会ホームページ等について、マスコミや一般消費者に向けての重要な公益的情報発信の場として、「JPCA ニュース」の掲載、動画配信、eラーニングコンテンツ、SNS の充実等により一層充実した内容の構築に努める。

5 資格認証制度の推進及びPR活動

(1) ペストコントロール技術者及びペストコントロール優良事業所制度の推進

ペストコントロール技術者及びペストコントロール優良事業所の認証を会員内外に推進し、ペストコントロール業界全体のレベルアップを図ると共に、「防除管理施工証」、「優良事業所認証シール」等の普及も促進し、認証制度の活用と業界の社会的認知度向上を目指す。

(2) ペストコントロール技能師制度の推進

本制度は、当協会がペストコントロール従事者の資質向上を図り、従事者

が本資格を取得することによって、自らの身分と技術の習得について社会に証明し、もってペストコントロール業界の社会的認知と地位の確立に資することを目的として、平成21年度より開始した。

開始から10年以上が経過し、公益法人として広くペストコントロール従事者の教育・育成に寄与すること等を踏まえて見直しが行われ、令和3年度より会員外の方も本資格を取得できるようオープン化した。

今年度は第14期として全国の8地区において新規認証講習会を開催すると共に、有効期限を迎える有資格者に対して、最新の技術や法的知識等について指導教育し、ペストコントロール技能師としてのレベルを維持することを目標に、第11期の更新教育を実施することで、ペストコントロール業界の健全な発展を図る。

(3) 資格認証制度のPR

ホームページを活用して、資格認証制度及び有資格者のPRを行い制度の周知を図ると共に、認証者の有益性向上に資する。

平成28年度より、各種資格制度の取得者公開を開始した。

6 ペストコントロールフォーラムの支援と開催

当協会、全国環境衛生・廃棄物関係課長会及び(一財)日本環境衛生センターの共催並びに日本防疫殺虫剤協会、日本家庭用殺虫剤工業会及びねずみ駆除協議会の協賛により、ねずみ・衛生害虫に関する研究会を開催し、知識の向上を図ると共に、行政、研究者、PCO関係者がそれぞれ情報提供を行い、もって相互交流を図ることにより、環境衛生の向上に寄与する。

新型コロナの感染拡大に伴い、2年連続で延期となっている第55回ペストコントロールフォーラムを2月に長野県長野市において開催する。

7 ペストロジー学会の支援と開催

衛生動物学の研究者、ペストコントロール技術者、技能師等の会員を有する日本ペストロジー学会の事務局として学会事務を担当・支援し、学術・技術的側面でのペストコントロールの発展に寄与する。

第38回ペストロジー学会大会は、12月5日～6日に埼玉県さいたま市において開催する。

8 建築物衛生法に基づく指定団体業務等

(1) 防除作業従事者研修会指導者講習会の開催等

円滑な従事者研修の実施、従事者の技術・技能の一層の向上を図るため、当協会と(公社)全国ビルメンテナンス協会とで組織する害虫防除業中央協議

会において、指導者の育成を目的とした講習会を開催する。
また、建築物衛生法改正に向けて情報交換等の連携を図る。

(2) 防除作業従事者研修登録機関としての業務

厚生労働省の登録機関として未登録の地区協会地域を対象に防除作業従事者研修会を共催する。

9 国際活動

(1) FAOPMA会員としての活動

アジア・オセアニア・ペストマネジメント連盟（FAOPMA）の一員として積極的に活動する。

2022年FAOPMA-Pest Summit大会は、当協会の主催により、11月6日～8日、京都府京都市において開催される予定であり、大会実行委員会による準備を継続して進める。なお、新型コロナの影響により、集合及びオンラインのハイブリッドを想定しており、感染状況によってはオンライン開催のみとすることも視野に入れる。

また、情報収集や各国ペストコントロール協会関係者と友好を深め、国際的視野のもとで活動を展開する。

(2) NPMAを通じての国際交流の推進

10月11日～14日開催のボストン大会のレポートを自動翻訳して会員等に情報提供する。

(3) 国際情報の収集・提供

有用と考えられる海外書籍等を翻訳して、広くペストコントロールに関する情報を会員等に提供する。また、FAOPMA-Pest Summit や NPMA 大会等で「ムシの日」イベントや感染症対策等の活動の情報を発信する。

10 労働安全衛生対策の推進

労働安全衛生対策の一層の充実を図るため、ペストコントロール業における労働災害の防止、適正な労働環境の維持向上に努める。

11 PCO賠償責任保険への加入促進

所属会員のペストコントロール業務に対する賠償責任保険の加入促進を図り、併せて当協会が斡旋するPCO団体責任保険及び従事者に対する傷害保険への加入促進を図る。

1 2 災害時等における大規模・広域的な有害生物の防除及び防疫対策

近年の大規模地震や風水害等、自然災害の発生に起因して、災害廃棄物や避難所等被災地でのペストコントロールの実施や相談対応が求められる機会が多くなっている。平成29年には特定外来生物であるヒアリが我が国で初確認されたことを受け、当協会では全国の港湾や空港の一部で以降毎年度ヒアリ調査等を実施している。また、平成30年度から引き続き豚熱発生地での車両消毒を実施するとともに、令和3年度には全国的な鳥インフルエンザ発生時車両消毒や鶏舎の媒介動物（ネズミ等）対応、また、新型コロナに関連する施設の防疫（消毒）対応を、民間での担い手として迅速かつ広域で大々的に実施している。

このような大規模・広域的なペストコントロール（有害生物対策）が必要となる事態が今後も想定される中、ペストコントロール業界における唯一の公益全国団体である当協会の目的を達成するため、有事の際速やかに対応できる体制の維持推進および教育訓練等を継続実施する。

1 3 その他

- (1) ペストコントロール事業に関する各種公益事業団体に対する事業協力
- (2) 厚生労働省、環境省、農林水産省及び国土交通省等の省庁他、公的機関からの業界窓口としての協力事業
- (3) 当協会の定款に定める目的を達するために必要な事業